

# 強制私的年金制度

(ス イ ス)

1972年12月に実施されたスイスの国民投票により、老齢、遺族、廃疾保険を含む私的雇用給付制度創設を事業主に義務づける憲法改正が承認された。強制私的年金制度は、1975年に施行、5年後の1980年から給付開始の予定である。スイスの社会保障制度は、1948年に施行されているが、制度の重要な改正には憲法改正が必要とされている。

## I

今回の制度改正は、年金受給者が年金受給前と同じ程度の生活水準を維持するために必要な給付をすることを目的としたものである。最終的には、社会保障制度と私的年金制度の一体化が考えられているが、現在のところ後で記してあるような問題がある。社会保障制度は、施行当初から生活の最低保障をその眼目としてきたが、スイス政府は、1964年老齢、遺族、廃疾保険を含む強制社会保障、雇用給付制度及び私的貯蓄・保険の三大政策を考案した。

しかし、これら政策をいざ実行する段階になって多くの国民がこの政策実施に必要な条件に該当せず、また、所得が社会保障の最低給付水準に達していない状態であった。そこで、連邦及び州の公的財源による所得制限のある給付制度が創設された。

新しい2つのアプローチは、(a) 社会保障給付を賃金水準の上昇率より早く上げること及び(b) 私的年金制度創設を義務づけることであった。これによると、1972年～1975年の3年間で社会保障給付は2倍になる予定である。憲法改正により創設されることになった私的年金制度は、年金受給者の所得水準を退職前

の水準に保つに必要な付加給付を行なうという、いわゆる社会保障給付の付加給付制度である。

## II

社会保障制度は、拠出要件を満たす全国民を適用しているが、私的年金制度は、社会保障給付の最高額相当(1975年で1万2千スイス・フランと推測)を稼ぐ賃金労働者だけとなっている。自営業者については、社会保障給付の最高額を稼ぐ賃金労働者と同程度の収入のある場合だけ任意に加入できる。

この給付水準は、老齢年金の最低保障額の変更に伴って調整される。大多数の労働者はこの賃金条件に該当すると思われるが、パート・タイマー等の低稼働労働者は、本制度から除外される。これら適用除外者には、所得制限のある給付受給権が与えられる。担当官の計算によれば、社会保障制度加入の3分の2の者は私的年金制度への加入権を有し、非適用となる残り1/3は自営業者あるいは低所得労働者となる。

労働者の大半が受ける社会保障の老齢給付が今まで退職前所得の20%程度であったのを、今後は、私的年金制度による付加給付により退職前3年間の平均収入の60%(夫婦で80%)となるよう計画している。60%の内訳は、40%が社会保障給付、20%が私的年金給付となっており、この額は退職前の生活水準を維持するために必要なものである。

私的年金制度からの恩恵がない者又は少ない者に対しては、社会保障給付が60%ないし80%増額されることになる。

## III

社会保障制度と私的年金制度の一体化については、報酬の上限の相異(社保は3万6千、私年は2万4千)、又、老齢年金額の算定方法の相異(社保は職歴年数再評価方式、私年は最終3年間の平均賃金方式)といった問題があり、今後論議をよびそうである。

新しい法律では、18歳未満であっても、完全廃疾の状態（社会保障制度での廃疾の程度が $66\frac{2}{3}$ ）であればその者に社会保障の老齢給付相当額が支給される予定である。寡婦年金は、老齢給付の60%相当額、また、遺児年金は老齢給付の20%相当額が支給される予定である。

私的年金の給付は40年間の拠出で、65歳から支給されることになっているが、5年後の1980年から経過的に減額された年金が支給される。私的年金の給付を満額うけるための経過措置をみると、年間所得が2万フラン以下の者については10年間の拠出、所得の多い者（上限3万6千フラン）については20年の拠出があればよいことになっている。後者の者は他の者より拠出年金が多くなっているが、その年数を満たさなくとも、20年に満たない1年毎に一定の率が減額された給付を受けられるようになっている。

年金給付は、消費者物価指数の変動に応じて調整されることになっているため資金力のない私的小規模基金は、中央合同機関に統合されるようになる。

私的年金は、債権の直接管理を前提としており、労働者が退職した場合、その労働者は退職迄の積立の保留、社会保障への切替及び一時金請求のうちからいずれかを選択することができる。

第2番目の政策である雇用給付制度の財源は全額拠出金によりまかなわれることになり、一切の公的補助はない。事業主は、費用の50%の負担をし、財政的安定を図るために従業員は支払賃金の8~11%の拠出金を負担することになっている。

#### IV

現在、労働者の大半が1万7千ある私的年金基金に適用されており、過半数の基金では老齢、廃疾、遺族給付を行なっている。基金の運営は、基金毎に定められている規約に基づいて行なわれている。今回の憲法改正により、これら基金の一層の強化が図られることとなった。基金は、事業主と従業員の代表者で構成される委員会により監督される。公けには各州が監督を行なっているが、制限が加

えられている。

基金連合会とは別に、企業毎に基金を設立、グループ保険への加盟などができる。

中央機関として、事業主と労働組合が運営する協同組合のようなものが考えられており、財源は個々の基金からの拠出によりまかなわれることになっている。憲法には私的給付の最低保障水準設定及び各機関の連絡に必要な事務所設置のための法律を要請している。

Social Security Bulletin · Oct. 1973, Vol. 36, No. 10  
pp. 46 - 49

（丸山史朗 沼津社会保険事務所）

## プロフェッショナリズムと 公的資金利用の問題

（アメリカ）

〔アメリカでは、精神分析を中心とするソーシャル・ワークが、専門的職業としてはっきりした基盤を形成している。しかし、その基盤をさらに強固なものとし、その役割を強化してゆくためには、その拠って立つ基盤を常に再確認してゆかなければならないし、専門性を危くする要素とは斗ってゆかねばならない。公的資金利用の問題もその一つである。〕

ソーシャル・ワークの領域で専門化のプロセスが進行しているときに、公的資金を用いることで、専門性という考え方にどのような影響が出てくるであろうか。はっきり言えるのは、この問題が民間団体のあり方と大きくかかわっているということである。この点、公的機関に対する公的資金援助とは異なるからである。この問題を、主として三つの観点からとりあげてみよう。